

令和5年度 第5回文京区地域福祉推進協議会障害者部会 議事録

日時 令和6年1月18日（木）午前10時から午前11時44分まで

場所 ZOOM開催（事務局：文京シビックセンター5階区民会議室B）

<会議次第>

1 開会

2 議題

次期障害者・児計画最終案について

【資料第1号】

3 その他

<地域福祉推進協議会障害者部会部会員（名簿順）>

出席者

高山 直樹 部会長、三羽 敏夫 部会員、山口 恵子 部会員、平井 芙美 部会員、
武長 信亮 部会員、篠木 一拓 部会員、川上 智子 部会員、住友 孝子 部会員、
大井手 昭次郎 部会員、浅水 美代子 部会員、渡部 睦 部会員、瀬川 聖美 部会員、
向井 崇 部会員、藤枝 洋介 部会員、竹石 福代 部会員、小島予防対策課長、
橋本障害福祉課長

欠席者

柴崎 清恵 部会員、松下 功一 部会員、奥田幼児保育課長、赤津教育指導課長、
木口教育センター所長

高山部会長：皆さん、おはようございます。新年初めてでありますので、今年もどうぞよろしくをお願いいたします。

定刻になりましたので、令和5年度第5回文京区地域福祉推進協議会障害者部会を開催したいと思います。

今日は、最終の部会ということで、次期障害者・児の計画の最終案について、意見をいただきたいというふうに思います。今日で確定していく方向性になりますので、この1年間どうもありがとうございました。

今日は最終回ということでもありますけど、最終案ということですので、ぜひ、パブリックコメントもありますけれども、皆さんのご意見を頂戴いたしたく思います。

ということで、まず最初に事務局からの連絡をお願いいたします。

障害福祉課長：事務局、障害福祉課長の橋本でございます。よろしくお願いいたします。

本日もオンラインと会場で開催いたしますので、ご発言いただく際には、ミュートを解除してご発言いただきますようお願いいたします。

本日の出欠状況でございますが、柴崎部会員、松下部会員、奥田幼児保育課長、赤津教育指導課長、木口教育センター所長から欠席との連絡をいただいております。

次に、事前に送付しております資料の確認をお願いいたします。

本日は、次第と資料第1号次期障害者・児計画最終案、以上でございます。

また、資料第1号の計画最終案でございますが、一部差し替えがございます。81ページと152ページの部分になりますが、後ほどご説明をいたしますけれども、オンライン参加の皆様には、画面共有にて差し替えの部分のご説明をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

高山部会長：それでは、本日の予定について、事務局より引き続きお願いいたします。

障害福祉課長：次第をご覧くださいますと、本日は議題として、次期障害者・児計画最終案についてでございます。

初めに、第1章から第4章までをご説明し、その後、第5章から第7章まで分けてご説明いたします。それぞれ皆様からご質問ですとか、ご意見をいただきたいと存じます。

最後は、3番その他では、議題以外の内容について情報共有を行います。

以上でございます。

高山部会長：それでは、議題に入りたいと思います。

議題1、次期障害者・児計画最終案についてということで、第1章から第4章までの説明を

事務局よりお願いいたします。

障害福祉課長：前回、10月に第4回の部会を開催しまして、そこで皆様に中間のまとめについてご検討いただきました。そこでいただいたご意見などを踏まえまして中間のまとめを修正し、その後、地域福祉推進協議会で検討いただきました。11月には区議会に報告をして、ご議論もいただいております。さらに、12月には広く区民からパブリックコメントを募集し、併せて区民説明会を2回開催しました。

こうした手続を経まして最終案を作成しております。本日は皆様にご検討いただくものでありまして、主な変更点についてご説明いたします。なお、中間のまとめから変更した箇所については、基本的にアンダーラインや取消し線を引いております。

ご説明の前に、先ほど高山部会長からお話のありましたパブリックコメントですとか、区民説明会の状況を、簡単ではありますが、ご説明をさせていただきますと、1点目は、12月に行いまして、パブリックコメントでは合計11件の意見をいただきました。

内訳はちょっと資料にはないんですけども、口頭での説明になりまして申し訳ありませんが、内訳は、11件のうち5件が聴覚障害者に対する施策に関する事で、2件がグループホームに関する事、そのほか障害理解の事すとか、災害時対応の事などがありました。

区民説明会は2回開催し、合計17件の意見をいただきました。内訳は、9件が聴覚障害者に対する施策に関する事で、2件が災害時に関する事、そのほか、子育てに関する事とか、放課後等デイサービスなどに関する事がございました。

傾向として、聴覚障害者に対する施策に関する事がいずれも半数近くを占めておりますが、背景としまして、後ほど少し触れます手話言語に関する新しい区の条例を今制定しようとして準備を進めていまして、ちょうどタイミング的に重なるものですから、聴覚障害の当事者の方などの関心が、今回の計画についても高く寄せられていたことがあるかなというふうに思っております。

パブリックコメントと区民説明会、こちらで多く意見をいただきました。内容については一つ一つ区の考え方をお答えする形、いろいろな困り事も背景にはあるということなので、そういったことも受け止めつつ、区の考え方をお答えして、それを公表するようにしております。ただ、内容的にご意見を踏まえて計画を修正したという箇所は、具体的にはございませんということ、併せてご報告いたします。

それでは、最終案についてのご説明になりますが、1ページからになります。

こちらは、第1章で計画策定の考え方を記載しております。このうち3ページをご覧ください

い。

1、計画の目的の5段落目、アンダーラインがございいますが、令和5年4月に施行された子ども基本法の内容を追記しております。この法律によって、全ての子どもがその権利の擁護が図られることなどが明確化されたことを踏まえまして、障害児への切れ目のない支援の提供が求められることを新たに記載しました。

続いて、15ページをご覧ください。こちらからは第2章で、計画の基本理念・基本目標となりますが、こちらは特に変更はございません。

次に、19ページからは、第3章としまして、障害者・障害児を取り巻く現状を記載しております。

29ページをご覧ください。こちら、前は中間のまとめの案では、区内の障害者・障害児施設の一覧とマップ、これは掲載しない案としておりましたが、部会でのご意見を踏まえまして、今の計画と同じように掲載することにしました。こちらの表、それからマップについても、今申し上げたように調整不足の点がございしますので、今後直してまいります。

77ページからは、第4章として主要項目及びその方向性を記載しております。

81ページをご覧ください。こちらの2段落目になりますけれども、令和4年5月に施行された新しい法律「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」について記載しました。

また、次の3段落目において、先ほど申し上げた「文京区手話言語条例」と「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」について記載しました。こちらの条例の趣旨を踏まえるということに記載しています。この二つの条例は、現在、制定の準備をしております。この障害者・児計画が完成される3月には、条例が公布される見通しとなります。いずれの条例も、人にやさしいまちづくりという点では、区の理念を示すものでありますので、新たに記載しております。

また、差し替えのことを先ほど申し上げましたけれども、画面で共有しております。一番下の段落で、被災者の支援について追記することを予定しておりましたが、ここではなくて、第6章で計画事業として新たに加えることにしております。後ほどご説明いたします。

それでは、第1章から第4章までのご説明は以上でございます。

高山部会長：ありがとうございました。

課長が言われたように、今、パブリックコメントあるいは議会、それから、地域福祉推進協議会、こういうところからも意見をいただいて、そして特に皆様の意見を反映した形で第

1章から第4章まで今説明がありましたけれども、いかがでしょうか。ご意見、あるいはご質問があればと思いますが、いかがでしょうか。

最初のところで子どもの権利条約が入りましたね。そして、切れ目のない支援ということで、向井部会員もいますけれども、今、障害者地域自立支援協議会では、今年度、子ども支援専門部会ができて、まさに切れ目のない支援ということをどうしていこうかということです。切れ目は、子どもだけじゃなくて、高齢になったときに、今度、障害福祉から介護保険に代わるとき、これも切れ目ができちゃっているんだそうで、そういう意味では、切れ目のない支援ということが入ってきたというのが特徴的だと思うんですね。

篠木部会員：パブリックコメントと説明会でのお話の内容をお聞きしたんですけれども、議会から何か今回の計画でお話はありましたでしょうか。

障害福祉課長：中間のまとめに関してのご説明に関しては、冒頭でご説明した子ども基本法の考え方を入れているかどうかということのお話と、あと、我々も考えてはいたんですけれども、二つの条例についても入れているかどうかというようなご意見をいただいております。いずれも、区議会厚生委員会でのご議論の内容については、今回反映させるようにしております。

藤枝部会員：4ページのところで、「その人らしい生活を送るための支援、制度の縦割りを超えた柔軟な支援等」というのが今回、削除になっているかと思うんですが、今回のこの計画の中のポイントの一つとして、重層的支援体制だったりとか、地域共生社会というのがあるので、この計画の目的、策定の考え方の中に、こういった制度を横断したとか、包括的なという表現があるほうがより今回の計画に即した内容にもなるかなと思います。

ただ、全ての方がもちろん縦割りを超えた柔軟な支援が必要かどうかというのもあるかと思うので、例えばなんですが、3ページの一番最後の「ライフステージに応じた」というところの前に、「制度を横断した包括的な視点で」ですとか、そういった表現を入れてみるのはいかがかなと思いました。そういった「包括的な」あるいは「制度を横断した縦割りを超えた」というような表現があるとよいかかなと思いました。ご検討いただければと思います。

障害福祉課長：制度はそれぞれつくっているもので、縦割りというのは確かにそのとおりなんですけれども、それでネガティブな印象が生じるということを懸念しまして、その代わりに「切れ目のない支援」というような言葉なども生かしつつ、考え方を使ったところであります。

高山部会長：正確には、行政の縦割りで、それは、別に懸念する必要は全くなくて、むしろ

それは打ち出してもらいたいですねという感じがしますけれども。

縦割りというのは、みんな思っていますよね。これは別に文京区だけじゃなくて、もう日本全体の縦割り構造が、切れ目のある支援をつくっちゃっているんですよねというのがつながってきますので、あえて縦割りとか、今、藤枝部会員が言われたことは入れたほうがいいと思うんですね。

あと、藤枝部会員が言ったように、前に持ってくるかどうかということで、これは検討させていただいて、前向きに考えさせていただきたいと思います。

それでは、次の第5章以降ですね。お願いします。

障害福祉課長：では、83ページをご覧ください。こちらからは、第5章として計画の体系を記載しております。

85ページからになりますが、前回の部会でのご意見を踏まえまして、こちら表にある計画事業名の後ろに、括弧書きで掲載ページを記載することにしました。

また、星印をつけた事業、こちらが重層的支援体制整備事業実施計画に関わる事業としておりますが、この点について、前回の部会で該当する事業の基準についてのご質問をいただきましたので、回答をさせていただきます。こちらは根拠が社会福祉法の第106条の4第2項に定められております。

いろいろと細かいことが書いてある法律になりますが、その中で地域生活課題を抱える地域住民に対する支援を一体的かつ重層的に整備するとしておりまして、事業内容を法律の中で定めています。これに該当する事業について、星印をつけているというわけでございます。一つ一つがどこに当てはまるかというところのご説明は割愛させていただきますけれども、法律の中で書かれているものに当てはめて、星印をつけたということでございます。

90ページをご覧ください。変更点等につきましてですけれども、小項目1のまちのバリアフリーの推進のところ、8番で高齢者等住宅修築資金助成事業を追加しました。後ほどご説明いたします。

また、こちらのページ、差し替えがございまして、先ほどご説明した被災者支援の仕組みづくり、こちらを加えることにしております。計画事業については、後ほどご説明いたします。

それでは、93ページをご覧ください。第6章で計画事業を記載するところになります。

95ページのところでは、ご覧いただきますと、点線で囲まれた部分、こちらの計画事業の表記ということで説明をしておりますが、一つ目に、四角で事業名を囲った事業は、進行管

理対象事業であるという記載を追加しています。これは、この障害者・児計画をはじめ、今、策定を同時に進めているほかの計画、地域福祉保健計画やその分野別計画がございますが、それらの計画で表記を統一することとして変更したものでございます。

96ページをご覧ください。第6章で示している計画事業全体に関わる変更点でございますが、この表の中で3年間の計画事業量を示すところに単位の列を加えました。ほかの計画も同じように、合わせて修正することにしております。

そして、103ページをご覧ください。1-1-19日中活動系サービス施設の整備です。こちら、前回の部会で、3年間の計画事業量を累計で示すことが分かりにくいというご意見がございました。それを踏まえまして、これまでは3年間で1年ずつ数字を積み上げていく累計の示し方をしておりましたが、修正して3年間の累計として計画事業量を示す形に変更しました。同様の変更をほかの事業でもしておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

それから、116ページをご覧ください。2-1-2計画相談支援です。こちらの対象ライフステージのところ、就学前と就学後の児童を削除しました。これはやらないというわけではなくて、就学前、就学後、お子さんについては、137ページの4-2-7障害児相談支援、こちらで計画事業の対象になりますので、計画相談支援のほうでは削除しております。

それから116ページ、同じページになりますが、2-1-5相談支援事業では、3年間の計画事業量のうち機能強化事業の実施の有無について、同じ表の事業概要のところの説明を記載することにしておりますので、計画事業量からは削除しました。なお、こちら、相談支援事業に関しては、児童も含めて対象にしております。

少し細かな部分になりますけれども、122ページをご覧ください。下の2-2-3権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進、こちらは事業概要を修正しております。

次に、136ページをご覧ください。4-2-6専門家アウトリーチ型支援です。こちらも事業概要を修正しております。

それから、140ページをご覧ください。4-3-7幼稚園特別保育です。こちら、担当部署に教育センターを追記しまして、3年間の計画事業量の記載のところも修正をしております。

次に、141ページをご覧ください。4-3-12特別支援教育の充実、こちらは事業概要に合わせて計画事業量の記載を修正しました。

次に、147ページをご覧ください。5-1-8高齢者等住宅修築資金助成事業です。こちらは以前から区にある事業で、障害者も対象となっておりますが、現行の障害者・児計画では載せていなかったもので、今回新たに追加したものとなります。

それから、次の152ページになりますが、こちらは差し替えとなります。5-4-9被災者支援の仕組みづくり。こちらは一人一人に被災者の状況に合わせて、きめ細かな支援を継続的に実施する仕組みの検討ということで、防災課及び福祉政策課を所管として新たな計画事業として載せるものとなります。

次の153ページの5-5-5障害者スポーツ等の推進、こちらは対象ライフステージに、就学前のお子さんを加えております。

計画事業の主な修正箇所については以上となりまして、次に最後の7章となります。159ページからになります。こちら、国の計画に合わせて成果目標ということに記載する部分となりますが、163ページをご覧ください。

就労移行支援事業の一般就労への移行者数について、令和8年度の数値を「9人」としておりましたが、正しくは「10人」のため、修正をしております。また、表記で「移行者数」とすべきところを「利用者数」としていたために、これも直しております。

また、就労定着支援事業の利用者数の増加人数を「16人」としていたところ、正しくは「17人」ですので、これも直しております。

それから、166ページになります。1か月当たりの利用者数及び利用料の表になりますけれども、一番下の放課後等デイサービスについて、中間のまとめから計画事業量を見直していたために、今回ここの数値も併せて直しております。

以上、第5章から第7章までの修正点、変更点についてのご説明となります。

高山部会長：116ページの2-1-2計画相談支援です。ここで、就学前と就学後を削除するという形ですけれども、ないわけじゃないですよ。これをカットするというのは、なくなっちゃったように、ここだけだと見えてしまうので、これは、4-2-7障害児相談支援のところの対象になっているということを書いておいたらどうですかね。

障害福祉課長：はい、承知しました。その旨、追加するようにいたします。

向井部会員：136ページの4-2-6専門家アウトリーチ型支援のことで、専門家で括弧のところ、作業療法士と言語聴覚士が残って、臨床心理士や、例えば、社会福祉士等の方たちの名称がなくなったのは何か理由があるのでしょうか。

障害福祉課長：こちら心理士は残っています。臨床心理士ではなく、心理士ということで文言を修正しております。あわせて、事業の実態に即して、より正確に事業概要を書き直したということになります。

向井部会員：現状を反映させたということですよ。この心理士は、恐らく公認心理師じゃ

ないかなと思うんですが、とすると、心理士は民間資格も多いので、公認心理師と書いたほうがより正確なのかなと思いました。

障害福祉課長：計画事業の所管の教育センターに確認いたします。

篠木部会員：計画事業の第6章のところの修正箇所が幾つか見られていまして、先ほど修正についてはご説明いただいたんですけども、そのほかのところ、細かいところがいろいろ修正されていて、この修正箇所については、この部会で何かお話が出て削除なりをされているのか、それとも事務局のほうで削除されたのか。どういうふうに文章を変更されたんでしょうか。

障害福祉課長：計画をつくっていくときに、それぞれの計画事業の所管部署に内容の確認を求めています。その中で、より正確な実態を踏まえて直してきたところの修正というのが主な内容となります。

篠木部会員：そうしたら、事務局のほうで吟味されて修正されたということによろしいんですかね。例えば、ほかの会議から質問が出て、この辺りが修正されたのかなとかと思ったので、どのような経緯を経てこの文言が変更されたり、この会議で自分が出席していないときに、そういうふうなお話があったのかなと思いましたので、質問させていただきました。

障害福祉課長：各計画事業の事業概要ですとか、計画事業量の考え方、この辺りは、それぞれの担当部署の意見を踏まえて、事務局のほうで最終的に取りまとめているものとなります。

一方で、計画事業の表といいますか、表し方については、地域福祉推進協議会でもいろいろなご意見がありまして、より見やすくしていくためにはどうすればいいかということから、この障害者・児計画を含めたほかの計画と併せて、より見やすくしていこうということでの修正は加えております。

竹石部会員：今、ご質問された内容と全く同じことを質問しようと思っていたんですけども、140ページ、141ページの、修正箇所2か所についてはとても大事な文言だというふうに思っておりまして、特別支援教育に関わる指導者への研修体制についてどちらも書かれていて、今、私自身も特別支援教育に関わる先生たちへの研修やサポートというのがとても大切だなというふうに実感しているところなので、ここは削除していただきたいかと思っています。

削除をもしされるのであれば、その理由と、それに代わる何か文言、政策をどこかに付け

加えていただきたいというふうに思います。ご検討ください。

障害福祉課長：ご意見をありがとうございます。

こちらについては、担当を所管する赤津教育指導課長が今日、欠席なので、私のほうから正確なお答えというのは難しいかもしれませんが、一つには、次の142ページの4-3-14個に応じた指導の充実のところ、ここで見ていくという考え方で、ご指摘のあった部分については修正を加えているというふうに聞いております。2段落目の特別支援連携協議会、これは教育センターにおいて設置しているものになりますが、この数年間、特に活動というものが無いということで、今後のことも考えた上で、この記載からは取りやめるということになります。

高山部会長：この専門家チームがあるんだけど、実は活用されてこなかった。実態は活用というか、ほとんど動いていない、ゆえに切ったという感じでいいですか。

障害福祉課長：そうですね、この協議会についての活動は、当初は、こういった協議会の形で様々な検討をしていたということですが、その後、いろいろな取組を進めていく中で、現在は、活動としては縮小してきたということになっております。

竹石部会員：何でも、そういうすばらしい仕組みがあるのに、活用されてこなかったのか。ここで削除されている140ページや141ページの文言の代わりに、142ページに記載があるというお話だったんですけど、イコールではないかなというふうにも思います。

そもそも141ページのほうは特になんですけど、この141ページの4-3-12特別支援教育の充実のこの3年間の計画事業量の削除された部分は、削除する必要もないかなと思うし、この文言は、特別支援学級に子どもを通わせている親にとっては、とても頼もしく感じられるので、ここをやはりどの学校にも意識してもらいたいですし、ぜひ文京区のほうにも意識していただけたらなというふうに思います。

ぜひここは強化していただきたいところなので、もし可能であるならば、重複しても構わないと思うんですね、ぜひ大切にしていきたい概念だな、文言だなというふうに思っています。

高山部会長：ありがとうございます。

そういう意味で、4-3-7のこの具体的なところと、今言われた4-3-12のところとさっきのところは、ちょっとやっぱり違いますよね。そういう意味では、この3年間の計画事業量のところはカットするというか、これはしてもらいたいという、より強化してもらいたいということで、ここは教育指導課が担当ですから、これは残したほうがいいのかもありませんねと

いう感じがします。

障害福祉課長：ご意見をありがとうございます。

私が把握している範囲でお答えしますと、4-3-12に関しては、事業概要に記載している内容の中で研修のことを述べていないつくりになっているので、その下の計画事業量の中に研修に関することの記載を今回の案では取っているということになります。

ただ、この件ですが、本来は赤津教育指導課長が今日出席できていれば、お答えする部分になろうかと思えますので、一旦事務局として持ち帰って、またお答えすべき内容を調整して、また皆様に共有させていただくということによろしいでしょうか。

高山部会長：そうですね、それでよろしいでしょうか。

そうですね。確かに事業量のところではなくて、この概要のところきちんと入れ込んでいくことがいいかもしれませんね。

竹石部会員：それで言いますと、教員の配置についてはすごく充実、どこの項目も、特別支援教育に当たる教員の配置についてはすごくたくさん書いてあるんですけど、その指導内容というか、教員の指導力の向上というところにもぜひ、むしろそっちのほうに重きを置いた内容にしていただけたらなというふうに、リクエストさせていただきます。

高山部会長：4-3-12のところなんですけど、実は、この計画の一番最初のところの考え方で最初に出てくるのが、障害者の権利に関する条約なんです。障害者の権利に関する条約は、日本でちゃんとやっているかということ、国連が全部チェックするわけですね。その一つが特別支援教育を辞めなさいというものです。だから、インクルーシブ教育を推進するということが大切な今、国連からの勧告に関して、国は全然そういうことをやろうとしないんですよ。

特別支援教育の充実というのは、単なる特別支援教育の内部だけをやって意味がないわけですよ。その教員の人たちがインクルーシブ教育を推進するという文言はやっぱり入れるべきだと思いますね。ここを無視していくのかどうかになっちゃうわけですよ、だから、概要にそれを入れていただくといいかなと思いました。

山口部会員：1-1-8短期入所のところについて、ニーズがあるのに随分数が少ないような気がするんですよ。ほかの事業は割と、4年度の実績がちょっと低くても、少し増えていく傾向があるのに、ここはすごく数が少ないので、その理由を知りたいです。キャパが足りなくてそういうことになっているのかどうか。実際に障害のある方たちは、本当に必要なときに入れられないという声を聞いていて、ショートステイに入れなくて、短期保護を利用したり

とかしていて、職員の配置ができなくて使えなくて、他区の施設を使ったということもあるので、そのところの根拠を教えてください。

障害福祉課長：短期入所福祉型で見えていきますと、4年度の100という実績を基に、これから3年間の計画事業量ということで見通しを立ててつくっているわけでございます。

おっしゃるとおり、短期入所に関しては、文京区内で一定の規模があって運営していただいているのが、リアン文京1か所ということになりますので、なかなか誰でも、いつでもという状況ではなく、利用される方が多くなっている状況ではありますので、これは区としては大変大きな課題だというふうに捉えておきまして、今後、何とか策を考えていきたいというふうに思っておりますが、当面は現状の中で、ほかの近隣区の施設なども使いながら、必要な方がサービスを受けられるように、区としても支援していきたいというふうに思っております。

山口部会員：それだと、実際に計画に合わせるということになってしまって、課題に感じてもらえるんだったら、やっぱりちゃんと実績を増やす方向で計画を立てるべきだと思います。

高山部会長：リアン文京の渡部部会員、いかがでしょうか。体感的に、あるいは実際受け入れていく中で、今のやり取りのところで何かありますでしょうか。

渡部部会員：非常に多くのご希望をいただいて、またそれに対してキャパシティーオーバーというか、できていないという実情があるのは本当に心苦しい限りなんですけど、実際は本当に、うちは10床しかない中で、ここ数年についてはコロナがあつたりとかというところもあって、必ずしもちょっとご希望に添えていない状況があつたりとか、やむを得ずクローズさせていただいたりとかという期間も、やっぱり短期入所の事業につきましては、そういう変動を受けやすい事業になってしまっているというところが実態でございます。

10床ある中で、様々な方がご希望されて、必ずしも空いている数だけの問題ではない部分が正直ございまして、利用者さん同士の、相性のペアリングだったりとか、いろんなことを考慮して調整させていただいていて、ただ、ほぼほぼ満床の状態がこのところは続いておりますので、ちょっとそれ以上のキャパをということであると、やっぱり定員数をどこかで増やしていくというような、そもそもの部分の改善が必要で、リアンの中だけでその数の調整をうまくやって、例えば、これを120%にするわけにいかないというところもございます。

そうなると、やっぱりそもそもの文京区全体で10床という枠自体の問題なのかなというふうには感じておりますが、ただ、ニーズが非常に多くあるということも理解しておりますし、

どうしてもものときは、他区だったりとか、ほかの施設も選択肢に入れていただきたいというところで、願うような実態があるというのが、現実のところかなと思っております。

高山部会長：ニーズがあるんだけど、文京区内だけでやっぱり難しいわけですね。リアンさんの10床だけで精いっぱいとなっているのは、事実だと思うんですね。

本当はミドルステイとか、あるいは時短というか、本当に短時間のものも本当にニーズがいっぱいあると思うんですねという意味は、短期入所、やっぱりキャパが問題なんですよということになるわけですね。というか、キャパを増やさないといけないということになりますよね。

あとは、緊急のときが入っちゃったら、入れないわけですね。ということは、やっぱり喫緊の課題かもしれませんね。

そういう意味では、何かそこら辺のところはこれからの計画の中に、今のレベルではちょっとニーズに追いついていかないんじゃないかという、そういうご意見だと思うんですが。

障害福祉課長：おっしゃるとおり、ニーズに合わせて目標というものを立てていくべきではないかというご意見は、そのとおりだと思っております。

一方で、この部会でも、以前ご議論いただいた内容だと思いますけど、実際にサービスとして供給、提供できる3年間での見通しと、その利用のニーズというものを、両方の視点で考えて計画事業量というものを立てているところでもあります。

例えば、以前、グループホームの整備について、非常になかなか事業者がやろうという意欲に結びつくのが難しい現状を踏まえて、控えめな数字を出したところ、もう一息というようなご意見をいただいて直したというところもあります。本来、必要な方が全て利用できるように、どんどん増やしていくというのが一つの道筋だとは思っているものの、現実的にはどうかということも考えながら、今回、計画事業量としてつくっているところでもありますので、山口部会員がおっしゃった視点というのは、確かにそのとおりだと思いますが、数字としては、こういうふうにさせていただいているところでございます。

高山部会長：これ例えば、この数字をもっと上げることによって、ちゃんと予算を取っていく、あるいはキャパシティを上げていくということになりませんか。この数字を低く抑えていることによって、今のキャパだけで行きましようみたいな話になっちゃうわけですね。それは、やっぱりおかしいと思うんですね。これを上げることによって、やっぱり予算を獲得していくというか、こういう流れをつくるためにも、あるいはグループホームも同じなんだと思うんですね。予算だけじゃないと思います。いろんな意味でそこに協

働して、ニーズも含めて、そういうことをきちんとチェックしていかないといけないと思います。

この数字でいくことによって、障害のある方が、本当に文京区でその人の生活が守られるのかという話になったときに、これを上げていって、その施策を推進していくという方向性が、見えたほうがいいんじゃないか。

障害福祉課長：今、予算というお話を部会長からいただきましたけれども、当然、予算と連動していくという視点も含めて、来年度に向けては検討しているところですので、また、お話しするタイミングというものがあるので、この場では難しい部分もありますけれども、必要なサービスを区の中で進めていこうというところは、今も取り組んでいるところでございます。

大井手部会員：今の話で予算の執行状況というのは、今まで話に出ていないんですけれども、もちろん、こういう計画自体ができて、予算がついて、実際にそれが実行されていかないと駄目なわけなんですけど、過去の予算の年度ごとの執行状況というのは、100%は使われていないんじゃないかと思うんですね。

だから、全体として執行で使えなかった部分というのは、他の足りないところに回すとか、そういうことは年度単位でしかできないんですかね。それとも、繰り越したりということが、たしか予算ではできないのかもしれないですけど、その辺はいかがですかね。

障害福祉課長：区の予算というのは、目的を決めてそれぞれ金額をつけているわけになりますので、その目的を超えた他の部分が不足しているから、じゃあ、そっちに充てるとかというのは、厳密に審査した上でしかできないという部分がありますし、また、余った部分を翌年度に繰り越すとか、そういうことではないというのが区の予算となっております。

一方で、いろいろな障害福祉サービスですね、グループホームを利用するとか、施設入所を利用するとか、あるいは日中活動を利用するとか、そういった予算については、必要な部分はちゃんと確保しておりますので、これは数十億円単位になりますけれども、それは執行しているところであります。

枠としては、例えば、グループホームを造ろうという方がいた場合には、そこに見合うだけの補助、全額をお出しすることはできませんけれども、必要な部分の補助は出させていただきますような、そういう制度はつくっております。

大井手部会員：今の話で、グループホームを造ろうという人が出てこないと駄目ということなんですけど、そこのところはもう少し区のほうでリーダーシップを持って、積極的に業

者を育成するみたいなそういったことは考えられないのでしょうか。

障害福祉課長：サービスは事業者の方がサービス費を収入として経営していくというものになりますので、育成ということよりは、事業者からの相談を受けて、よりよくやっていくための話を一緒にしていくということになるかと思います。とても大事なことになると思います。適切に支援していただけるような方に、文京区で事業運営していただきたいというふうな思いではありますので、そういった目的が達成できるように必要な協議ということは、これまでもしているものですし、これからもやっていくことにしております。

大井手部会員：今の業者さんへの支援ということでは、文京区は以前から、土地が高いからということで、いろいろ困難だという話がいつも出てくるんですけども、もう少し業者の建物、敷地そういった設備に対するところの業者への補助の割合というのをもう少し増やすことはできないのでしょうか。でないと、文京区はいつまでたっても業者さんが手を挙げないんじゃないかと思うんですが。

障害福祉課長：建物を建てるときに、自己資金だけでは当然難しい面がありますから、国や東京都のほうでも補助制度はございます。併せて文京区でも補助制度を持っているということで、全額ではありませんけれども、その必要な資金の多くを補助するような仕組みはございます。ここをどう、より強化していくかというところは、区としても取り組むべきことだと思っております。

高山部会長：そうですね。これはもう20年前からの話なんですよねということですけども。

これは、ただし、グループホームは今もう危ないですよ、はっきり言って。今、グループホームが一番虐待が起きているんですよ。民間の株式会社がやっている、いわゆるフランチャイズ型のグループホームが非常に危ない。貧困ビジネス化しているんですよ。

だから、そういう意味でも、いわゆる優良なというか、社会福祉法人がやろうとすると、やっぱり単価の問題で、経営的に難しいわけですから、そのところはやっぱり文京区の中の社会福祉法人に委託していくときに、今、大井手部会員が言ったようなことは、あってもいいんじゃないかなと思いますよね。

結局、予算の分捕り合いなんですよね。ただやっぱり文京区はお金がありますからね、人口も増えているし。そういう意味では、ここのところを焦点化していくことによって、文京区がよりインクルーシブな、ある意味でここが原点になるといいですよ。

戻りましてショートステイなんですけど、そういう意味では、ここの数字を上げませんか。気概を持って上げるということがあれば、そこで議論したことが次のときにつながりますか

ら。これも、引き取っていただいとということ、いかがでしょうか。

障害福祉課長：ニーズは非常に高いというところは、今日、これまでもお話にもありました。リアンさんといろいろ話をすると、短期入所はとても難しい事業なんですね。なので、すぐに、じゃあ、来年度から、再来年度からできるというところは、現実を考えると難しいかなというふうにも思っております。

したがいまして、来年度から3年間の計画期間の中で、文京区の中での供給量を増やすことはできるかというところは、ちょっと慎重に考えたいなと思えますけれども、これもまだタイミングがあってお話はできないんですが、やっぱりいろんな機会を捉えて、必要なことはやっていこうというところで区として考えておりますので、タイミングとチャンス、それを逃さないように、引き続き取り組んでいきたいというふうに思っております。

竹石部会員：121ページの2-1-19ヤングケアラー支援推進事業という、この新しくできた項目のところなんですけど、全体的によく分からなくて、まず、対象ライフステージが、高齢期にまで至っているのはなぜなのかなというところと、あと、事業概要の文章を見ても、何かいろいろこれから模索中というか、具体的なところは、まだはっきりといろいろ決まっていないうような印象を受けるというのと、あと3年間の計画事業量の文章がいろいろよく分からないんですけど。

一番何だろうと思ったのは、「地域の多様な主体を対象とした研修」というのは、まず、そもそもどこに対して、どんな研修を行うということなのかなというのが全然見えてこないのと、あと「ヤングケアラー支援の事例等を通して、対応力向上を図ります」、「対応力向上」は誰の対応力向上を図りたいのかなとか、それとあと次の行も、「ヤングケアラーの負担の軽減を図り、子どもらしく過ごせる時間と場を確保するため、関係機関と連携して本人の意向を踏まえた支援計画を作成し」と、「本人の意向を踏まえた支援計画」は、誰の支援計画を作成するのか。その障害のある方のための支援計画は、別のところで作成されているはずなので、これで見ると、このヤングケアラーの、つまり子ども、障害のある家族を支える子どもの支援計画をつくるということなのかなと、私には読めたんですけど、「本人及び家族全体に対する支援を行います」と。「本人及び家族全体」、本人とはそもそも誰なんだろうと、ここまで来ると分からなくなってしまうと、全体的に、私だけが変だと思っているのかなと思ったんですけど、皆さんにも聞いてみたいなと思って伺いました。

障害福祉課長：対象ライフステージを就学前から高齢期までつけているというところに関しては、3年間の計画事業量の一番の下のところ、これはヤングケアラーとある方と、その家

族全体に対する支援と捉えていますので、例えば、高齢の方の介護を若い方が主にやっているというようなことをもってヤングケアラーと捉えるのであれば、高齢の方も対象に含まれていくということで、ライフステージに入れているということになります。

それで、事業概要とか計画事業量に関する印象については、こちら、区の中でも動き出して間もないというところもありまして、実際に、ヤングケアラーというような方たちがいるという認識ではあるものの、じゃあ、具体的に、どこの誰がどういう状態でというところについての把握がなかなか難しい面もありまして、こちらの書き方としては、全体の考え方を述べるというところでやらせていただいております。

ご質問の中の「地域の多様な主体」という表現は、区としてはよく用いる言い方になりますけれども、例えば、町会・自治会であるとか、地域の中で様々な活動をしている個人、団体など、そういった方々を指しているところになります。

今後、事業が推進されていって、福祉政策課が事務局とありますけれども、これは関係する部署が知恵を出し合いながら考えていくことになりますので、まずはスタートとしてはこのような記載とさせていただきますというふうには思っております。

竹石部会員：ありがとうございます。すごくよく分かりました。

ヤングケアラーがいるそういうご家庭全体に対して、ヤングケアラーの子たちの負担を減らすために、家族全体への支援をするというようなことなのかなと思ったんですけど、ヤングケアラー支援推進なので、やっぱり主人公というか、主役はヤングケアラー、子ども本人じゃないといけないと思うので、そこが一番ぶれてはいけないかなと思うので、これだとやっぱり、障害を持ったそのご家族をちゃんと区がフォローしたら、別にヤングケアラーの子はケアする必要がなくなるじゃないみたいな話になっちゃうと思うんですよね。

なので、ヤングケアラーの子たちをサポートするところを、ぶらさないような書き方にはしてもらったらいんじゃないかなと。これだとすごく、結局、何してくれるんだろう、ヤングケアラーへのサポートは一体どこに書いてあるんだろうというふうになってしまうかなと思うので、もちろん言いたいことはよく分かるんですけど、主体はヤングケアラーだっていうところが、ちょっと見えにくいかなというふうには思います。

篠木部会員：ヤングケアラーのことについて、今、課長からご説明があったとおり、実態把握がまだされていないということだったので、ここにまず、ヤングケアラーの方の今の状況の実態把握をしっかり行っていくというような文言を加えられてもいいのかなというふうに思いました。

最初に説明があったんですけれども、重層的支援体制整備事業は、法的な根拠に基づいて選ばれているということだったんですけれども、ヤングケアラーの支援推進事業も、実はこの重層的支援体制整備事業に関わってくる家族、本人であったり、本人が様々な介護が必要な家族を支えていくというところになってくるので、家族も含めた重層的な支援、包括的な支援というところも必要になってくる場所なのかなと。

なので、本当は星が必要なのかなというふうにも考えているんですけれども、その辺りがやっぱり法的な根拠なのか、実態なのかというところが、少しずれているような気がするなというふうに、感想ですけれども思いました。

あと、関係機関等の連携体制だったりとか、研修等も実施していただくことはいいかなと思っています。社会福祉協議会、社会福祉士会、様々な福祉に関する団体等もありますので、あと地域福祉コーディネーターだったり、民生・児童委員の方だったり、そういう方々に協力していただいて、広めていっていただけたらいいなと思います。

高山部会長：このヤングケアラー支援対策関係者連絡会はあるんですかね。

障害福祉課長：あります。

高山部会長：区の職員の方だけで構成されているということになりますか。

障害福祉課長：区職員、区立幼稚園の教員、区立小中学校の教員、青少年委員会、青少年プラザ、社会福祉協議会、高齢者あんしん相談センター、障害者基幹相談支援センター及び民生委員・児童委員協議会の関係者により構成されています。

高山部会長：これはこれからですねということですね。じゃあ、ここの連絡会できちんと今、篠木部会員が言われているようなところの実態把握とか、方向性みたいなのをしっかりと検討していくということになりますよね。

5-4-9被災者支援の仕組みづくりってありますね。これも能登の震災がありましたけれども、今、能登のことを私もずっと調査をしているんですけれども、まさに急で、なかなか我が事にできないわけなんですけれども、もうあり得る事例ですね。

私が何を言いたいかと言いますと、防災課と福祉政策課でなくて、ここに障害福祉課を入れるべきだと思います。それはなぜかという、この被災者支援の仕組みづくりということによって、例えば、一人一人の障害のある方が、家族も含めてということになると思うんですけれども、この人がそういう震災に遭ったとき、あるいは、大きな地震が、直下型が来たときのことを踏まえて、サービス等利用計画にきちんとこれを記載しておくということを、徹底したほうがいいと思うんです。あるいは施設ごとでも、個別支援計画においても、こう

いうことを前提として、どういうふうな一人一人の計画、あるいは連絡調整を含めて、それをきちんと規定していくというのは、非常に大事だと思うんです。

特にサービス等利用計画をやっておくと、これが今、この項目にはないんですよ。それはやっぱりサービス利用計画を立てるときは行政がチェックしますから、この項目をつくっていくためには、防災課と福祉政策課じゃなくて、やはり障害福祉課も担当する、そうすると、避難所の在り方とか、あるいは福祉避難所もそうですね。あるいは、例えば、自閉症の人たちが避難するなんて、はっきり言ってほとんど無理なわけですよ。

だから、知的障害の方にとっては、例えば、ホテルというものを家族と利用していくようなものをつくっていくとか、だから、そういう次の政策のほうにつながってくるわけですよ。

今、東洋大学では、文京区と提携を結んでいますから、東洋大学を避難所の一つにしようとか、特に精神障害の方の避難所とか、そのことを特化してつくるようなことの取組を今考えていますね。そういうものにつながってくるわけですよ。

だから、そういう意味で、ここのところの支援計画の中に、どう落とし込んでいくかみたいな仕組みづくりにつながっていくので、そこをもっとやっていただくといいかなと思いました。

住友部会員：今の避難所の件で、34ページに区内障害者・児施設マップというのが、前回のお話にあったように付け加えられているんですけども、実際には、今、福祉避難所に関しても、地図というか、場所の確認が取れるような地図が付け加えられるといいのかなというのを思っていたんですね。

区内のどこに、その場所がどこにあるかというのを、やっぱりなかなか確認するというのは難しいことがあるのかなというのを思っていたので、地図でこういうふうに場所が、ある程度、ここの場所にあるとか、そういうのを地図で見て確認ができていると、とっさにちょっと近くの避難所を思い出したりとか、避難できることも少し多くなるんじゃないかなというのを思っていたので、実際に、こういうふうにマップが作られているので、避難所に関してもマップができるとすごくありがたいかなというのをちょっと感じました。

障害福祉課長：ありがとうございます。

災害対策についての区の基本的な考え方というのは、ご自宅が倒れていなければ、まずご自宅で在宅避難ということになりますけれども、それで過ごしてくださいというのが基本にあって、その上で、ご自宅が倒れたり、火事になったりした方は、小中学校などの避難所が

あって、そこで過ごすのが難しいような状態、状況の方、高齢者とか、障害のある方などは福祉避難所というような、そういうような仕組みとしているものですので、今ご提案いただいた福祉避難所を落とし込むとかそういうような話になりますと、また区の防災対策の考え方とも整合性を取りながらと思っているので、ご意見としては承りました。

住友部会員：障害者が福祉避難所へ直接行くということは、多分ないと思うんですね。やっぱりさっき言ったように自助努力で、自宅にいらればとか、近所の避難所に行くとかということはもちろん考えていると思うんですけども、でも、最終的には、やっぱり普通の避難所では、なかなか対応が難しいという障害者の方もたくさんいらっしゃるので、できれば早くそういうところに移りたい、安全を確保したいということを考えて、確認している意味では、すごく場所の確認とかそういうことがあるといいのかなと、ちょっと感じました。

障害福祉課長：検討させていただいて、こちら、事務局において対応させていただきたいと思います。ありがとうございます。

高山部会長：グループホームの不足、あるいはさっきの短期、ショートステイの問題もそうですけれども、どうしてもそこには、ある意味で文京区特有の土地の問題であるとか、あるいは財源の問題もあるんだろうと思います。

財源は少しはあるかもしれませんが、ある意味で配分の仕方の問題もあると思いますけれども、なかなかこれができない部分というのがあるのも事実ですよということに関して、最初に聞きたいのは、この計画と、予算の問題、財源の問題もそうなんですけれども、グループホームのは、どうしても障害福祉課だけでは、もうやっぱり限界な問題なんですね。グループホームよりも住宅政策の問題になってきているんですよ。

ですから、そういう意味でも、そこら辺の、さっき言った縦割りというのがそこに来ちゃっているわけですけども。

障害福祉課長：抽象的な答えになってしまうかもしれませんが、やっぱり区の障害福祉課としては、障害のある方も、ない方も、文京区の中で安心して暮らすことができるようにしていくということが、それを目標にしてやっていますので、まず、それに沿って一人お一人の暮らしというものができるようにしていくことが必要だと思っております。

お住まいに関しても、別の部署になりますが、より低廉な家賃で高齢の方も、障害のある方も借りられるようにしていくという仕組みを、よりパワーアップしていくというようなところもありますし、あと、地域の中で暮らしていくときに、いろんな困り事があれば、それ

を支えるサービスを利用しながら地域の中で暮らしていけるようにしていくということは、これまでもやっておりますけれども、必要な方につながるように様々な支援をしながら、つなげていきたいというふうに思っております。

どうしても新しい入所施設というのは、もう現実的ではないですけれども、良質なグループホームで地域で暮らしていきたいという方も多くいらっしゃいますし、また、それ以外の方法で地域の中で暮らしていくという、一人一人がどういう人生を望むかということ、そこに一つ一つ向き合いながらやっていくものだと思っております。

障害福祉に関しては、やっぱりより困り事を抱えているという面がありますので、それは区の中で福祉として、これまでも、これからも力を入れてやっていくべきことだと思っております。

高山部会長：今日でこの障害者部会は終了する形になるんですが、次年度からこの計画が進められていくということなんですが、また3年後とかいうことでなくて、このいわゆる年ごと年ごとのチェック体制というか、進捗状況をどこが、誰がチェックしていくことになりますかね。もちろん行政の中ではあるわけなんです。

障害福祉課長：チェックについては、地域福祉推進協議会のほうでご議論いただくということにしております。来年度から新しい計画に基づいて、取組を進めていく上でのチェックということになります。

高山部会長：地域福祉推進協議会は障害だけじゃないわけで、いろんな子どもも、高齢者も、いろんな人たちが集まる合議体ですけれども、それはそれで重要なことだと思いますけれども、障害に特化した形での進捗状況をチェックするとかというのを、例えば自立支援協議会なんかにそういう機能を入れていくとか、あるいは、重点項目のところは、特に相談だとか、就労もありますよねというところにおいて、何かチェックしていくような、そういうような役割を果たしてもらえるようなことも必要なんじゃないかなと思いますので、ご検討いただきたいと思います。

障害福祉課長：今後の計画の進め方でございますけれども、最終案、本日のご意見を踏まえて、手直しを加えていくところは加えまして、この後、地域福祉推進協議会でまたご検討をいただきます。

それから、2月に区議会の厚生委員会で報告をしまして、計画書としては、3月に冊子として発行する予定でおります。冊子ができましたら、皆様に送らせていただきますので、よろしく願いいたします。

高山部会長：その他として何かありますでしょうか。

障害福祉課長：その他というところがございますけれども、これまで皆様をお願いをしていました部会の任期でございますが、今年度末までとなります。

この2年間、私が代表して振り返りをさせていただきますと、この計画の策定に当たりまして、昨年度は基礎調査として実態調査を実施していく。そのために皆様に検討をいただいて、そこから始めて、今年度は調査結果を踏まえながら、いろんな要素を取り込んで計画書を作成するという事になって、本当に多大なるご協力をいただきました。誠にありがとうございました。

改めてこの2年間、皆様には区の障害福祉の推進のために、ご尽力をいただきましたことを御礼申し上げます。

区としては、先ほど軽く決意表明などをさせていただきましたが、新しい計画に基づいて文京区の障害福祉を一層進めていきたいと思っております。引き続き、よろしく願いいたします。

高山部会長：じゃあ、最後になりますが、ご議論をありがとうございました。課題が山積していますけれども、この計画がきちんと遂行されていくことを、皆様のそれぞれのお立場とかに関連していると思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

障害福祉課長：本日は、皆様、長時間にわたりありがとうございました。

以上で障害者部会を終了させていただきます。

皆様、誠にありがとうございました。

以上